

羽島市立小熊小学校運営協議会会則

(会議の公開)

- 第12条 協議会の会議は、公開するものとする。ただし、羽島市情報公開条例（平成10年羽島市条例第29号）第9条各号に規定する不開示情報に該当するおそれがあると協議会が認める事項を取り扱うときは、公開しないものとする。
- 2 協議会を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。
 - 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。